

訴 状

2022年8月22日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中 島 晃
弁護士 諸 富 健

〒600-8307 京都市下京区新町通北小路下る辰巳町756番地1

原 告 伊 藤 要

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下る西側ヒロセビル2階

市民共同法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 中 島 晃
同弁護士 諸 富 健

電 話 075-256-3320

FAX 075-256-2198

〒600-8304 京都市下京区新町通花屋町上る艮町846

宇野健蔵方

被 告 植 柳 自 治 連 合 会
上記代表者会長 宇 野 健 蔵

時代祭資金支出違憲訴訟

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、植柳時代祭実行委員会、平安講社、及び時代祭協賛会に対し、被告事業費基金積立及び神社祭礼費から金員を支出してはならない
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求原因

1 当事者

- (1) 被告は、植柳学区の各町内会、具体的には植柳学区の各町内に居住する住民（以下「学区居住者」という。）及び各種団体をもって構成される自治連合会であり、法人格なき社団である（甲1・第2条）。
- (2) 原告は、植柳学区の学区居住者であり、被告の一員として会費（月額150円）を納入している被告の構成員である（甲1・第9条、付則第1項）。
- (3) 植柳時代祭実行委員会（前時代祭準備委員会）は、時代祭・徳川城使上洛列を担当するために立ち上げられた有志の団体である（甲2）。
- (4) 平安講社は、宗教法人平安神宮の創建と同時に結成された崇敬団体で、主に時代祭の執行に奉仕する団体である（甲3）。
- (5) 時代祭協賛会は、平安講社による時代祭行列に関する事業の支援等を実施する団体である（甲4）。

2 時代祭について

時代祭は、毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事である（甲5）。時代祭の行列は、明治維新時代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延暦時代の8の時代を20の行列に区分して執り行われているが、そのうちの一つ江戸時代の行列のうちの徳川城使上洛列の当番が2020（令和2）年に植柳学区に回ってくることが2011（平成23）年に決まった（甲

6)。ところで、コロナ禍の影響で時代祭が2年延期されており、2022（令和4）年の時代祭において植柳学区が徳川城使上洛列を担当するものとされている（甲7）。

3 被告事業費基金積立から時代祭への資金の支出

(1) 原告は、植柳学区が担当する徳川城使上洛列について、予算の「不足分を簿外積み立てである旧「PTA」積み立てから流用する」という話しを聞き、2020（令和2）年8月4日付で、被告の前会長である土屋善弘氏（以下「土屋氏」という。）に対して、そのことを尋ねる書面を出した（甲9）。この書面に対し、土屋氏は同月8月18日付書面で「時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになります」と回答した（甲10）。

(2) 原告が「自治連の事業費積立金とはどういうものか」と書面で質問したところ（甲11）、土屋氏は2021（令和3）年4月19日付書面で「不足分が生じた場合は、自治連の事業費基金積立などを使っていくことになりますが、この事業費基金積立は、前回の時代祭を担当した翌年の平成6年より毎年積立を行ってきており、時代祭の一部費用や、予定外の経費に対応できるように当時の総会で了解され、積立が開始されたものと思っております。」と回答した（甲12）。

(3) 2022年度の被告総会においても、事業費基金積立から不足分を補うという方針は変わっていないものと思われる（甲15）。令和4年度の被告予算書（案）によると、今年度も10万円が積み立てられ、事業費基金積立残高は320万円となっている（甲13の2）。また、2022年度の被告総会議事録によると、神社祭礼費が平安講社に支出されるおそれもある（甲14）。

4 被告事業費基金積立及び神社祭礼費から時代祭への資金流用の違憲性

(1) 被告は、植柳時代祭実行委員会（もしくは平安講社や時代祭協賛会）に対し、予算の不足分を被告事業費基金積立及び神社祭礼費から補う方針を取っているが、上述したとおり、平安神宮の大祭である時代祭という特定の宗教行事のために被告の支出を提供することは、憲法に定められている信教の自由（憲法20条）という、被告を構成する原告を含む個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、明確に憲法20条に違反する。

(2) 被告の資金は、被告が毎年度開催する総会において、提案された予算を承認する決議にもとづいて支出することができるものであるが、上述したとおり特定の宗教行事のために被告の資金を支出することを内容とする予算を承認する旨の総会決議は、原告を含む被告の構成する学区居住者の基本的人権を侵害し、憲法20条に違反するものであるから、公序良俗に違反し無効である。

よって、上述した無効な総会決議にもとづいて被告の資金を支出することが許されないことは明らかである。

(3) また被告は、法人格なき社団であって、民法34条の準用を受けるところ、法令の許容する範囲内においてのみ、その活動を行うことができるものであって、いやしくも憲法に違反する行為をなしえないことはいうまでもない。したがって、上述したとおり憲法20条に違反して、被告がその資金を支出することが許されないことはいうまでもない。

5、結び

以上のとおり、被告を構成する学区居住者である原告は、信教の自由という基本的人権の享有を妨げられないという憲法11条及び同条に由来する人格権にもとづき、被告が憲法20条に違反してその資金を支出するという原告の基本的人権を侵害する違法な被告の行為の差止めができるというべきである。

よって、原告は、被告が、植柳時代祭実行委員会、平安講社及び時代祭協賛

会に対し、被告事業費基金積立及び神社祭礼費から金員をしてはならないことを求めるものである。

附 屬 書 類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲号証写し | 各1通 |
| 3 資格証明書（総会議事録） | 1通 |
| 4 訴訟委任状 | 1通 |

令和4年(ワ)第 号 時代祭資金支出違憲訴訟

原 告 伊 藤 要

被 告 植柳自治連合会

証拠説明書

2022年8月22日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中 島 晃

弁護士 諸 富 健

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----|---|-------------|----------------|---|
| 甲 1 | 植柳自治連合 会会則 | 写し H19.4.27 | 被告 | 原告が被告の構成員であること等 |
| 甲 2 | 時代祭「徳川 城使上洛列」 (植柳学区担 当)へのご協 力のお願い | 写し 2022.5 | 植柳時代祭実 行委員会 | 植柳時代祭実行委員会が 植柳学区が担当する時代 祭・徳川城使上洛列の準 備を担当していること |
| 甲 3 | 平安神宮の附 属団体(平安 | 写し | 平安神宮 | 平安講社が宗教法人平安 神宮の附属団体であるこ |

| | | | | | |
|-----|-------------------------|----|-----------|-----------|--|
| | 神宮HP内) | | | | と |
| 甲 4 | 時代祭協賛会 総会資料について | 写し | R4.4 | 京都市産業観光局 | 時代祭協賛会が平安講社の時代祭行列に関する事業を支援していること |
| 甲 5 | 京都三大祭 時代祭（平安神宮HP内） | 写し | | 平安神宮 | 時代祭が毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事であること |
| 甲 6 | 原告宛文書 | 写し | 2021.5.28 | 被告前会長土屋善弘 | 2011（平成23）年に時代祭・徳川城使上洛列の当番が2020年植柳学区に巡ってくることが決まったこと（平成31年（8年後）とあるのは誤り） |
| 甲 7 | 本年度（2021年）の時代祭中止のご連絡 | 写し | 2021.7 | 同上 | 時代祭が2年延期されたこと |
| 甲 8 | 2020年度自治連合会各種行事のご報告とお願い | 写し | 2020.7.23 | 同上 | 被告が会員に対して、自治連合会についての自治連合会運営委員会（書面決議）について意見を求めたこと |
| 甲 9 | 被告幹部宛文 | 写し | 2020.8.4 | 原告 | 時代祭の予算について |

| | | | | | |
|--------------|------------------|----|-----------|-----------|--|
| | 書 | | | | 「不足分を簿外積み立てである「P T A」積み立てから流用する」という話しを聞いた原告が被告幹部に対して質問したこと |
| 甲 1 0 | 原告宛文書 | 写し | 2020.8.18 | 被告前会長土屋善弘 | 甲 9 の質問に対し、時代祭の不足分については被告の事業費積立金を使つていく旨回答したこと |
| 甲 1 1 | 被告宛文書 | 写し | | 原告 | 被告の事業費積立金とはどういうものか質問したこと |
| 甲 1 2 | 原告宛文書 | 写し | 2021.4.9 | 被告前会長土屋善弘 | 甲 1 1 の質問に対し、事業費基金積立が平成 6 年から毎年積立を行っており、時代祭の一部費用や予定外の経費に対応できるように当時の総会で了解され、積立が開始されたと回答したこと |
| 甲 1 3 の 1 | 回覧文書 | 写し | 2022.4 | 被告 | 2022 年度被告総会の議案資料が原告を含む被告会員に配付されたこと |
| 甲 1 3 の 2 | 植柳自治連合 会 総会のご | 写し | 2022.4 | 被告 | 2022 年度総会において事業費基金積立への支 |

| | | | | | |
|-----|-------|----|--------------------------|----|---|
| | 案内 | | | | 出を10万円とする予算書（案）が提出されたこと |
| 甲14 | 回覧文書 | 写し | 2022.5 (2020年5月吉日は誤記) | 被告 | 2022年度の被告総会議案が全て承認されたこと、2022年度の被告会長として宇野健蔵氏が選任されたこと、神社祭礼費が平安講社に支出される予定であること |
| 甲15 | 被告宛文書 | 写し | 2022.5.25 | 原告 | 事業費基金積立について時代祭準備積立金の不足分として使うという方針を変えなかった被告に対して、原告が時代祭へ支出することのないよう強く求めたこと |

仮処分命令申立書

2022(令和4)年8月22日

京都地方裁判所 御中

債権者代理人

弁護士 中 島 晃
弁護士 諸 富 健

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル西側

ヒロセビル2階 市民共同法律事務所

TEL075-256-3320/FAX075-256-2198

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

債務者は、植柳時代祭実行委員会、平安講社、時代祭協賛会及びその他時代祭の行列の実施に關係する一切の団体、個人に対し、債務者の事業費基金積立、神社祭礼費及びその他名目の如何にかかわらず、その保有する資金から金員を支出してはならない。

との裁判を求める。

申立の理由

第1、当事者

- 1、債務者は、植柳学区の各町内会、具体的には植柳学区の各町内に居住する住民（以下「学区居住者」という。）及び各種団体をもって構成される自治連合会であり、法人格なき社団である（甲1・第2条）。
- 2、債権者は、植柳学区の学区居住者であり、債務者の一員として会費（月額150円）を納入している債務者の構成員である（甲1・第9条、付則第1項）。
- 3、植柳時代祭実行委員会（前時代祭準備委員会）は、時代祭・徳川城使上洛列を担当するために立ち上げられた有志の団体である（甲2）。
- 4、平安講社は、宗教法人平安神宮の創建と同時に結成された崇敬団体で、主に時代祭の執行に奉仕する団体である（甲3）。
- 5、時代祭協賛会は、平安講社による時代祭行列に関する事業の支援等を実施する団体である（甲4）。

第2、本件の経過

1、時代祭について

時代祭は、毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事である（甲5）。

時代祭の行列は、明治維新時代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延暦時代の8の時代を20の行列に区分して執り行われているが、そのうちの一つ江戸時代の行列のうちの徳川城使上洛列の当番が2020（令和2）年に植柳学区に回ってくることが2011（平成23）年に決まった（甲6）。ところで、コロナ禍の影響で時代祭が2年延期されており、2022（令和4）年の時代祭において植柳学区が徳川城使上洛列を担当するものとされている（甲7）。

2、債務者事業費基金積立から時代祭への資金の支出

（1）債権者は、植柳学区が担当する徳川城使上洛列について、予算の「不足分を簿外積み立てである旧「PTA」積み立てから流用する」という話しを聞き、2020（令和2）年8月4日付で、債務者の前会長である土屋善弘氏

(以下「土屋氏」という。)に対して、そのことを尋ねる書面を出した(甲9)。この書面に対し、土屋氏は同月8月18日付書面で「時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになります」と回答した(甲10)。

(2) 債権者が「自治連の事業費積立金とはどういうものか」と書面で質問したところ(甲11)、土屋氏は2021(令和3)年4月19日付書面で「不足分が生じた場合は、自治連の事業費基金積立などを使っていくことになりますが、この事業費基金積立は、前回の時代祭を担当した翌年の平成6年より毎年積立を行ってきており、時代祭の一部費用や、予定外の経費に対応できるように当時の総会で了解され、積立が開始されたものと思っております。」と回答した(甲12)。

(3) 2022年度の債務者総会においても、事業費基金積立から不足分を補うという方針は変わっていないものと思われる(甲15)。令和4年度の債務者予算書(案)によると、今年度も10万円が積み立てられ、事業費基金積立残高は320万円となっている(甲13の2)。また、2022年度の債務者総会議事録によると、神社祭礼費が平安講社に支出されるおそれもある(甲14)。

3、債務者事業費基金積立及び神社祭礼費から時代祭への資金流用の違憲性

(1) 債務者は、植柳時代祭実行委員会(もしくは平安講社や時代祭協賛会)に対し、予算の不足分を債務者事業費基金積立及び神社祭礼費から補う方針を取っているが、上述したとおり、平安神宮の大祭である時代祭という特定の宗教行事のために債務者の資金を提供することは、憲法に定められている信教の自由(憲法20条)という、債務者を構成する債権者を含む個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、明確に憲法20条に違反する。

(2) 債務者の資金は、債務者が毎年度開催する総会において、提案された予算を承認する決議にもとづいて支出することができるものであるが、上述した

とおり特定の宗教行事のために債務者の資金を支出することを内容とする予算を承認する旨の総会決議は、債権者を含む債務者の構成する学区居住者の基本的人権を侵害し、憲法20条に違反するものであるから、公序良俗に違反し無効である。

よって、上述した無効な総会決議にもとづいて債務者の資金を支出することが許されることは明らかである。

(3) また債務者は、法人格なき社団であって、民法34条の準用を受けるところ、法令の許容する範囲内においてのみ、その活動を行うことができるものであって、いやしくも憲法に違反する行為をなしえないことはいうまでもない。

したがって、上述したとおり憲法20条に違反して、債務者がその資金を支出することが許されることはいうまでもない。

第3、被保全権利の存在

以上のとおり、債務者を構成する学区居住者である債権者は、信教の自由という基本的人権の享有を妨げられないという憲法11条及び信教の自由という精神的自由の確保を内容とする人格権にもとづき、債務者が憲法20条に違反してその資金を支出するという債権者の基本的人権を侵害する違法な債務者の行為の差止を求めることができるものである。

そこで、債権者は、債務者が、植柳時代祭実行委員会、平安講社、時代祭協賛会及びその他時代祭の行列に関する事業の実施に關係する一切の団体、個人に対し、債務者事業費基金積立、神社祭礼費及びその他名目の如何にかかわらず債務者の保有する資金から金員を支出してはならないことを求めて、本日、貴裁判所に本件仮処分申立と同旨の本案訴訟を提起した。

第4、保全の必要性

1、債務者の債権者に対するこれまでの対応から見て、本年10月22日に行わ

れる平安神宮の時代祭にあたり、植柳学区が担当する徳川城使上洛列のために、事業費基金積立から債務者の資金を支出することがほぼ確実であると思われる。

2、しかし、上述した債務者の資金が支出されてしまえば、債権者をはじめ債務者を構成するすべての学区居住者の有する憲法20条に保障された基本的人権が侵害されることは明らかであり、また一旦支出された資金を取り戻すことは法律上も事実上も著しく困難であると考えられる。

3、以上のとおりであるから、いま直ちに債務者に上記資金の支出を禁止することを命じなければ、債権者において重大な損害をこうむるおそれがあるから、申立の趣旨記載のとおりの仮処分命令の発布を求めて、本申立に及んだものである。

疎明方法

別紙証拠説明書のとおり

添付書類

- | | |
|-----------|-----|
| 1 甲号証（写し） | 各1通 |
| 2 総会議事録 | 1通 |
| 3 委任状 | 1通 |

以上

当事者目録

〒600-8307 京都市下京区新町通北小路下る辰巳町756番地1

債 権 者 伊 藤 要

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下る西側ヒロセビル2階

市民共同法律事務所（送達場所）

債権者代理人弁護士 中 島 晃

同弁護士 諸 富 健

電 話 075-256-3320

FAX 075-256-2198

〒600-8304 京都市下京区新町通花屋町上る艮町846

宇野健蔵方

債 务 者 植 柳 自 治 連 合 会

上記代表者会長 宇 野 健 蔵

令和4年(ヨ)第 号

債権者 伊藤要

債務者 植柳自治連合会

証拠説明書

2022年8月22日

京都地方裁判所 御中

債権者代理人

弁護士 中島晃

弁護士 諸富健

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----|-----------------------------------|-------------|------------|---|
| 甲 1 | 植柳自治連合会会則 | 写し H19.4.27 | 債務者 | 債権者が債務者の構成員であること等 |
| 甲 2 | 時代祭「徳川城使上洛列」 (植柳学区担当)へのご協力のお願い | 写し 2022.5 | 植柳時代祭実行委員会 | 植柳時代祭実行委員会が植柳学区が担当する時代祭・徳川城使上洛列の準備を担当していること |
| 甲 3 | 平安神宮の附属団体(平安) | 写し | 平安神宮 | 平安講社が宗教法人平安神宮の附属団体であること |

| | | | | | |
|-----|-------------------------------------|----|-----------|----------------|--|
| | 神宮HP内) | | | | と |
| 甲 4 | 時代祭協賛会 総会資料について | 写し | R4.4 | 京都市産業観 光局 | 時代祭協賛会が平安講社 の時代祭行列に関する事 業を支援していること |
| 甲 5 | 京都三大祭 時代祭（平安 神宮HP内） | 写し | | 平安神宮 | 時代祭が毎年10月22 日に行われる平安神宮の 大祭であり、平安神宮の 附属団体である平安講社 が執り行う宗教行事であ ること |
| 甲 6 | 債権者宛文書 | 写し | 2021.5.28 | 債務者前会長 土屋善弘 | 2011（平成23）年に時代祭・徳川城使上洛 列の当番が2020年植 柳学区に巡ってくること が決まったこと（平成3 1年（8年後）とあるのは誤り） |
| 甲 7 | 本年度（2021 年）の時代祭 中止のご連絡 | 写し | 2021.7 | 同上 | 時代祭が2年延期された こと |
| 甲 8 | 2020年度 自治連合会各 種行事のご報 告とお願い | 写し | 2020.7.23 | 同上 | 債務者が会員に対して、 自治連合会についての自 治連合会運営委員会（書 面決議）について意見を 求めたこと |
| 甲 9 | 債務者幹部宛 | 写し | 2020.8.4 | 債権者 | 時代祭の予算について |

| | | | | | |
|--------------|--------|----|-----------|----------------|--|
| | 文書 | | | | 「不足分を簿外積み立てである「P T A」積み立てから流用する」という話しを聞いた債権者が被告幹部に対して質問をしたこと |
| 甲 1 0 | 債権者宛文書 | 写し | 2020.8.18 | 債務者前会長 土屋善弘 | 甲 9 の質問に対し、時代祭の不足分については債務者の事業費積立金を使っていく旨回答したこと |
| 甲 1 1 | 債務者宛文書 | 写し | | 債権者 | 債務者の事業費積立金とはどういうものか質問したこと |
| 甲 1 2 | 債権者宛文書 | 写し | 2021.4.9 | 債務者前会長 土屋善弘 | 甲 1 1 の質問に対し、事業費基金積立が平成 6 年から毎年積立を行っており、時代祭の一部費用や予定外の経費に対応できるように当時の総会で了承され、積立が開始されたと回答したこと |
| 甲 1 3 の 1 | 回覧文書 | 写し | 2022.4 | 債務者 | 2022年度債務者総会の議案資料が債権者を含む債務者会員に配付されたこと |
| 甲 1 3 の | 植柳自治連合 | 写し | 2022.4 | 債務者 | 2022年度総会において |

| | | | | | |
|-------|----------|----|--------------------------|--------|---|
| 2 | 会 総会のご案内 | | | | て事業費基金積立への支出を10万円とする予算書（案）が提出されたこと |
| 甲 1 4 | 回覧文書 | 写し | 2022.5 (2020年5月吉日は誤記) | 債務者 | 2022年度の債務者総会議案が全て承認されたこと、2022年度の債務者会長として宇野健蔵氏が選任されたこと、神社祭礼費が平安講社に支出される予定であること |
| 甲 1 5 | 債務者宛文書 | 写し | 2022.5.25 | 債権者 | 事業費基金積立について時代祭準備積立金の不足分として使うという方針を変えなかった債務者に対して、債権者が時代祭へ支出することのないよう強く求めたこと |
| 甲 1 6 | 訴状 | 写し | 2022.8.22 | 債権者代理人 | 債権者が本案訴訟を提起したこと |
| 甲 1 7 | 報告書 | 原本 | 2022.8. | 同上 | 債権者が本件仮処分申立てに至る経過について報告したもの |

報 告 書

2022(令和4)年8月22日

京都地方裁判所 御中

債権者代理人

弁護士 中 島 晃
弁護士 諸 富 健

当職らは、今般、債権者から本件仮処分命令の申立を受任するにあたり、債権者本人より以下のとおり事情を聴取いたしましたので、報告いたします。

1、私は、昭和28年3月15日、現在の住所地に生まれ、今までここに居住しています。私の住んでいる下京区新町通北小路下る辰巳町は、植柳学区にある合計36の町内の一ですが、ここで植柳学区の成り立ちについて説明させていただきます。

2、京都は古くから「町組（ちょうぐみ、まちぐみ）」とよばれる自治組織がありましたが、これが明治維新の前後に、通し番号のついた組織に再編され、「番組」と呼ばれるようになりました。

また、明治の初めに、この番組毎に小学校が設置されたことから、この小学校が「番組小学校」と呼ばれました。植柳学区は、下京第19番小学校として開設された植柳小学校の学区で南北は七条通と六条通、東西は新町通と堀川通に囲まれた地域です。

なお、この地域は、明治以前は西本願寺の寺内町で、西本願寺が自治権を持つており、多くの住民は西本願寺に關係し生計を立てておりました。

現在も、この学区内には龍谷ミュージアムなど西本願寺に関係する施設や茶道
藪ノ内流の屋敷、多数の西本願寺の末寺、少なくなりましたが旅館、他には主に
小規模住宅や仏教関係の店があり、平成30年の居住者は2835人です。

3、この番組をルーツとする学区は、戦後、新しい教育制度の発足により、戦前の
学区制度が廃止された後も、学区は「元学区」となって住民自治の単位として現
在まで存続しています。

京都市立植柳小学校は、平成21年末をもって閉校となりましたが、植柳自治
連合会は植柳小学校の「元学区」が単位となった植柳学区にある町内に居住する
住民による自治組織として現在も存続しています。また、各町内に居住する住民
は、植柳自治連合会の規約では、「学区居住者」と呼ばれている自治連合会の構
成員であり（甲1）、私はこの自治連合会の規約に定められている「学区居住者」
の一人として会費（月額150円）を納入しているものです（甲1・9条、付則
1条）。

4、なお、本件仮処分命令の申立において、植柳自治連合会（以下、自治連という）
がその資金を支出する相手方となるのは、次の3つの団体であると思われます。

（1）植柳時代祭実行委員会（前時代祭準備委員会）。この実行委員会は、時代祭
・徳川城使上洛列を担当するために立ち上げられた有志の団体です（甲2）。

（2）平安講社。この団体は、宗教法人平安神宮の創建と同時に結成された崇敬團
体で、主に時代祭の執行に奉仕する団体です（甲3）。なお、平安神宮作成の
資料（甲3）によれば、この団体は「全市民」によって結成されたとあります
が、明らかな僭称であり、勝手に「全市民」を名乗ることは許しがたいことで
す。

（3）時代祭協賛会。この協賛会は、平安講社による時代祭行列に関する事業の支
援等を実施する団体です（甲4）。

（4）しかし、以上述べた他、時代祭の行列の実施に関するさまざまな団体や個人

にも自治連の資金が支出されるのではないかと考えられます。

5、時代祭について

時代祭は、毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事です（甲5）。

時代祭の行列は、明治維新時代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延暦時代の8の時代を20の行列に区分して執り行われていますが、そのうちの一つ、江戸時代の行列のうちの徳川城使上洛列の当番が2020（令和2）年に植柳学区に回ってくることが2021（平成23）年に決まっています（甲6）。ところで、コロナ禍の影響で時代祭が2年延期されてしまい、2022（令和4）年の時代祭において植柳学区が徳川城使上洛列を担当するものとされています（甲7）。

6、債務者事業費基金積立から時代祭への資金の支出

(1) 私は、植柳学区が担当する徳川城使上洛列について、予算の「不足分を簿外積み立てである旧「PTA」積み立てから流用する」という話しを聞きましたので、2020（令和2）年8月4日付で、自治連の前会長である土屋善弘氏（以下「土屋氏」という。）に対して、そのことを尋ねる書面を出しました（甲9）。この書面に対し、土屋氏は同月8月18日付書面で「時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになります」と回答していました（甲10）。

(2) 私が「自治連の事業費積立金とはどういうものか」と書面で質問したところ（甲11）、土屋氏は2021（令和3）年4月19日付書面で「不足分が生じた場合は、自治連の事業費基金積立などを使っていくことになりますが、この事業費基金積立は、前回の時代祭を担当した翌年の平成6年より毎年積立を行ってきており、時代祭の一部費用や、予定外の経費に対応できるように当時

の総会で了解され、積立が開始されたものと思っております。」と回答してきました（甲12）。

(3) 2022年度の自治連総会においても、事業費基金積立から不足分を補うという方針は変わっていないものと思われます（甲15）。令和4年度の自治連予算書（案）によると、今年度も10万円が積み立てられ、事業費基金積立残高は320万円となっています（甲13の2）。また、2022年度の自治連総会議事録によると、神社祭礼費が平安講社に支出されるおそれもあります（甲14）。

7、自治連事業費基金積立及び神社祭礼費から時代祭への資金流用の違憲性

(1) 自治連は、植柳時代祭実行委員会（もしくは平安講社や時代祭協賛会）に対し、予算の不足分を自治連事業費基金積立及び神社祭礼費から補う方針を取っていますが、平安神宮の大祭である時代祭という特定の宗教行事のために自治連の資金を提供することというようなやり方は、断じて認めることができません。それは、憲法に定められている信教の自由（憲法20条）という、自治連を構成する私を含む植柳学区に居住する個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、明確に憲法20条に違反するものです。

どうしても時代祭の徳川城使上洛列を執り行うために費用が必要だというのであれば、自治連の資金から支出するのではなくて、別途有志に任意の拠出を求めて、それによって必要な費用をまかなうべきものであり、学区居住者の納入した会費から支出することは憲法に違反するものであって、許されないことです。

(2) 自治連の資金は、自治連が毎年度開催する総会において、提案された予算を承認する決議にもとづいて支出することができるのですが、上述したとおり特定の宗教行事のために自治連の資金を支出することを内容とする予算を承認する旨の総会決議は、私を含む自治連の構成する学区居住者の基本的人権を侵害し、憲法20条に違反するものであるから、公序良俗に違反し無効です。

よって、上述した無効な総会決議にもとづいて自治連の資金を支出することが許されないことは明らかです。

(3) また自治連は、法人格なき社団であって、民法34条の準用を受けるところ、法令の許容する範囲内においてのみ、その活動を行うことができるものであつて、憲法に違反する行為を行うことはできないものです。

したがって、上述したとおり憲法20条に違反して、自治連がその資金を支出することが許されないことはいうまでもありません。

8、以上のとおり、自治連を構成する学区居住者である私は、信教の自由という基本的人権の享有を妨げられないという憲法11条及び信教の自由という精神的自由の確保を内容とする人格権にもとづき、自治連が憲法20条に違反してその資金を支出するという私の基本的人権を侵害する違法な自治連の行為の差止を求めることがあります。

そこで、私は、自治連が、植柳時代祭実行委員会、平安講社、時代祭協賛会及びその他時代祭の行列に関する事業の実施に関する一切の団体、個人に対し、自治連事業費基金積立、神社祭礼費及びその他名目の如何にかかわらず自治連の保有する資金から金員を支出してはならないことを求めて、本日、貴裁判所に本件仮処分申立と同趣旨の本案訴訟を提起しました。

9、自治連の私に対するこれまでの対応から見て、本年10月22日に行われる平安神宮の時代祭にあたり、植柳学区が担当する徳川城使上洛列のために、事業費基金積立から自治連の資金を支出することがほぼ確実であると思われる。

しかし、上述した自治連の資金が支出されてしまえば、私をはじめ自治連を構成するすべての学区居住者の有する憲法20条に保障された基本的人権が侵害されることは明らかであり、また一旦支出された資金を取り戻すことは法律上も事実上も著しく困難であると考えられます。

10、以上のとおりですから、いま直ちに自治連に上記資金の支出を禁止することを命じなければ、私をはじめ植柳学区の学区居住者が重大な損害をこうむるおそれがあるから、すみやかに申立の趣旨記載のとおりの仮処分命令を発布していただきたいと考えます。

以上

甲第 / 號証

植柳自治連合会会則

| 名稱 | 組織 | 目的 | 役員 |
|------|---------------------------------|-----------|---------|
| 第一条 | 本会は植柳自治連合会と称し会長宅に置く | | |
| 第二条 | 本会は各町内会（学区居住者）・各種団体を以つて構成する | | |
| 第三条 | 本会は区民の親睦融和を計ると共に、各種団体相互の連絡協調を計る | | |
| 第四条 | 本会は次の役員を置く | | |
| | 1・会長 一名 | 2・副会長 二名 | 3・会計 一名 |
| 第五条 | 4・庶務 一名 | 5・会計監査 二名 | |
| 第六条 | 6・運営委員（各種団体長）・地区委員 四名 | | |
| 役員任期 | 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない | | |
| 役員選出 | 本会の役員および委員の選出方法は次の通りとする | | |

主・会長は総会で会員の中より選出する

2・副会長・会計・庶務・会計監査は会長が指名し、総会に計り選出する

3・各種団体長は当該団体毎に協議の上選出する

4・地図委員は本会の地域を四分し、各地域より一名会長が指名する。

卷之三

本会の役員の任務は次の通りとする。

正・会長は本会の会務を代表する

2. 会長は会長を補佐し、会長事務

会議は本会の会議業態を担当する。

原愁日本会の原愁は留てゐる講義を担当してゐる。原愁は本会の運営法由書二行のうちの一

・地区委員会各地区を代表して業務を行つ

了。可是這該死的內參頭一本會三日意志凜通王一二九五廿、本會第

と/orする

卷之三

第八条

本会は第三条の主旨に沿うため、各種団体の行う行事の推進・協力に努めると共に、その他役員が必要と認めた事業を行ふ

が必要と認めて事業を行ふ
二会の経費は各該品の会員

經費

第九条

本会の経費は学区民の会費。その他雑収入を以つて運営に当たる
本会の会議は次の通りとする

経費
会議

第九条 本会の経費は学区民の会費。その他収入を以つて運営に当たる

第十条 本会の会議は次の通りとする

1・定時総会 総会は最高の議決機関で会長が年一回召集する

会員の三分の二以上の出席で成立する

但し委任状は認める

- 2・臨時総会 会員の三分の一以上、または役員の三分の二以上が必要と認めた場合はこれを集しなければならない
- 3・運営委員会 総会に継ぐ決議機関で、年四回以上開催する
- 4・一般的な議案は、出席人数の過半数で採決する
賛否同数のときは議長が採決する

付 則

- 1・本会の会費は、月額一世帯一口最低百五十円とし、各自持ちの口数は制限しない
但し、退会の場合既納会費は返還しない
- 2・現役員（運営委員を含む）及び前役員に不幸が生じた場合棺または弔電を贈る
- 3・町内会宛通知は、その都度町長を通じて通知する

運営委員の構成

- 自治連合会長・副会長・会計・庶務・会計監査
市政協力委員連絡協議会長・社会福祉協議会長・長寿会長
民生児童委員会長・女性会長・保険協議会長・体育振興会長
消防団長・少年補導支部長・自主防災会長・防犯連絡協議会長
交通対策委員会長・日赤奉仕団長・献血会長・遺族会長
共同募金会長・少年消防クラブ長・公園愛護協力会長
神事部会長・母子福祉委員長・小学校P.T.A会長
東北・東南・西北・西南各地区委員

設立平成16年4月1日

改訂平成19年4月27日

甲第 2 号証

2022年5月吉日

植柳学区 町会長 様

植柳時代祭実行委員会

時代祭「徳川城使上洛列」(植柳学区担当)へのご協力お願い

日頃は、植柳自治連合会の各種活動にご協力頂き有難うございます。

さて、本年10月22日(土)の時代祭「徳川城使上洛列」に植柳学区が担当することになっており準備を進めているところです。平成23年より8年間にわたり、各町内の皆様から協賛金のご協力等を頂き、衣装、装束など祭に必要なものすべては時代祭実行委員会で準備させていただきます。約25年に一度の「上洛列」には、学区から約60名の皆様の行列参加が必要になってまいります。

そこでお願いでございますが、各町内から行列に参加いただける方(成人男性1名以上)をご推薦いただき、あとは各種団体の協力を頂いて、時代祭の植柳学区担当を成功させたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。町会長様にはお忙しい中ではありますが、5月末日までにご推薦いただき、庶務・勝間までご提出をお願いいたします。

ご推薦いただいた方には、後日、直接ご連絡させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

以上

平安神宮

平安神宮について

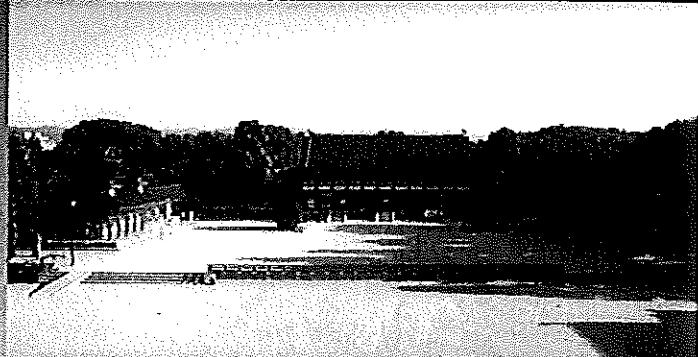
平安神宮の結婚式

時代祭

アクセス情報など

English Page

附属団体のご紹介



HOME > 平安神宮について > 平安神宮の附属団体

言語を選択

平安神宮の附属団体



学友會(後援團)

平安神宮崇敬者後代並びに評議員で構成され、
ご神徳の宣揚とご社頭の発展の為に奉仕されている宗教者代表の会です。

平安講社

平安神宮の創建と同時に結成された全市民による宗教団体で、
ご祭神のご神色を深く慕い仰ぎ、主として時代祭の執行に専従しています。

平和の精神(後援團)

京都の茅道四家元（表千家・裏千家・武者小路千家および後内）を中心に

後代評議員で組織され、毎年10月19日の孝明天皇御即位記念日に開催
て献茶奉仕を行われています。

神饌を奉獻されています。

4月16日には神饌講大祭が行われ多数の講員が参拝し、神賑行事で賑います。

また秋には収穫に感謝する勧農祭に多数の京野菜を奉納されています。

平安神宮澄心会

京都を中心とした茶道家で結成され、毎月第2日曜日には献茶を行ない引続いて茶席澄心亭に月金をかけ茶道の興隆につとめています。

また、4月16日の例祭翌日祭には、澄心会加盟の各家元輪番によって献茶奉仕を行われています。

平安弥生会

平安神宮において結婚式を挙げた方々による結婚同窓会で、毎年6月には盛大に総会が行われます。また会報「弥生」を発行し、会員相互の親睦をはかっています。

平安神宮献花会

京都を中心に各流派花道家による会で、境内額殿で献花展を開催し、草道の発展育成につとめています。※各流派のご紹介

平安神宮婦人会

京都市内の婦人有志からなる団体で、各種の奉仕活動を通じ、家庭の平和と相互の親睦をはかっています。

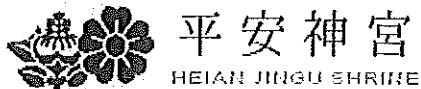
平安神宮全国銘菓献饌奉賛会

全国の著名な菓子製造業者によって結成された会で、毎年11月に献菓祭を行い、境内額殿で献菓展を開くなどして斯道の発展興隆と相互の親睦をはかっています。献上銘菓のご案内

平安神宮献茶講

宇治を中心とした山城一帯の茶生産者を中心に、平安神宮創建百年を記念し献茶講として発足、4月16日には献茶講大祭が行われ、また7月15日には丹精の製茶を奉獻されて茶業繁榮祈願祭が執り行われます。

| | | | | |
|------------|-----------------|-----------|-----------|----------|
| 平安神宮トップページ | 名勝指定 平安神宮 | 京都三大祭 時代祭 | 平安神宮の結婚式 | アクセス情報 |
| ジ | 神苑 | 時代祭について | 神前結婚式・披露宴 | ご来宮の皆様へ |
| 平安神宮について | 神苑プログはんなり | 時代祭行列について | プライダルフェア | プライバシーポリ |
| 季節の便り | 便り | 時代祭行列順路 | | ー |
| 祭典・行事一覧 | 神苑 自然の煌めき | | | |
| ご祈祷と人生儀礼 | 平安の祈り | | | |
| 平安神宮境内図 | 平安神宮崇敬会につ いて | | | |



〒606-8341 京都市左京区岡崎西天王町97
TEL : 075-761-0221 / FAX : 075-761-0225



メールでお問い合わせ

甲第4号証

令和4年4月

京都市議員

がまの 敏徳 様

産業観光局

時代祭協賛会総会資料について

平素は、産業観光行政の推進に格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

時代祭協賛会の総会資料について、別添のとおり御案内申し上げます。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(お問い合わせ先)

観光MICE推進室 観光誘客誘致課長 恵良 746-2672

令和2年度 会務並事業の報告

1、協賛会費の募集状況

本年度、時代祭行列の早々の中止決定により募金至らず

| | | | |
|------|----|-------|-------------|
| 募金総額 | 0円 | 前年度比較 | 1,610,000円減 |
| 同 件数 | 0件 | 同 | 112件減 |

2、実施事業の概要

時代祭行列装具保全費の支援

本年度時代祭行列の感染症防止のため中止となるも、伝統芸能
及び伝統服飾工芸の継承を図るため、衣装等の補修及び補填費用を
時代祭行列の装具保全費の補助金として147万円を平安講社に
支出し、保全に支援した。

3、時代風俗保存振興事業について

時代風俗保存のため、これまで蒐集した記録の整理を行った。

令和2年度 時代祭協賛会収支決算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

収入

(単位:円)

| 科目 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | | 付記 |
|------------------|-----------|-----------|---------|-----------------------------------|
| 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 協 賛 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 補 助 金 | 1,470,000 | 1,470,000 | 0 | |
| 1. 行 列 執 行 補 助 金 | 1,470,000 | 1,470,000 | 0 | 京都府47万円・京都市61万円、京都市文化観光資源保護財団49万円 |
| 受 入 金 | 90,000 | 70,000 | 20,000 | |
| 1. 受 入 金 | 90,000 | 70,000 | 20,000 | 平安神宮より受入 |
| 雜 収 入 | 0 | 5,523 | △ 5,523 | |
| 1. 預金利子その他収入 | 0 | 5,523 | △ 5,523 | |
| 縁 越 金 | 4,477 | 4,477 | 0 | |
| 1. 前 年 度 縁 越 金 | 4,477 | 4,477 | 0 | |
| 合 計 | 1,564,477 | 1,550,000 | 14,477 | |

支出

| 科目 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | | 付記 |
|-------------------|-----------|-----------|---------|----------------|
| 事 業 費 | 1,470,000 | 1,470,000 | 0 | |
| 1. 平安講社補助金寄託金 | 1,470,000 | 1,470,000 | 0 | |
| (1) 行 列 執 行 補 助 金 | 1,470,000 | 1,470,000 | 0 | 時代祭行列衣装祭具保全寄託金 |
| 2. 各 種 事 業 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 会 議 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 総 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 役 員 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 序 費 | 88,218 | 80,000 | 8,218 | |
| 1. 印 刷 消 耗 品 費 | 32,060 | 20,000 | 12,060 | 封筒印刷等 |
| 2. 通 信 費 | 26,158 | 30,000 | △ 3,842 | 郵券代等 |
| 3. 涉 外 関 係 費 | 30,000 | 30,000 | 0 | |
| 4. 雜 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 雜 支 出 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 協 賛 金 募 集 諸 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 予 備 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 予 備 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 1,558,218 | 1,550,000 | 8,218 | |

収支差引残高 6,259 次年度へ繰越

《会計報告》

令和2年度 時代祭協賛会会計収支決算を上記の通り報告致します

令和3年 8月 25日 事務局 近藤泰寿

《監査報告》

令和2年度 時代祭協賛会会計収支決算に対し各帳簿並びに証拠書類等に基づき監査を実施した結果 適正であることを確認しました

令和3年 8月 25日 監事代行
常任理事 平石克巳

令和3年度 会務並事業の計画

1、協賛会員の勧募について

本年度も行列中止のため、次年度に向け篤志協賛者増を計り事業の充実を期す。

2、各種の事業計画について

行列執行中止のため、次年に向けた平安講社の時代祭行列に関する事業の円滑なる運営を支援する。

3、時代風俗保存振興事業について

時代風俗保存のため、これまで蒐集した記録の整理を行うと共に次年度に向け振興に関する必要な事業も計画する。

令和3年度 時代祭協賛会收支予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

収入

(単位:円)

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増△減 | 付記 |
|----------------|--------|-----------|-------------|----------|
| 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 協 賛 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 補 助 金 | 0 | 1,470,000 | △ 1,470,000 | |
| 1. 行列執行補助金 | 0 | 1,470,000 | 0 | |
| 受 入 金 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| 1. 受 入 金 | 70,000 | 70,000 | 0 | 平安神宮より受入 |
| 雑 収 入 | 3,741 | 5,523 | △ 1,782 | |
| 1. 預金利子その他収入 | 3,741 | 5,523 | △ 1,782 | |
| 繰 越 金 | 6,259 | 4,477 | 1,782 | |
| 1. 前 年 度 繰 越 金 | 6,259 | 4,477 | 1,782 | |
| 合 計 | 80,000 | 1,550,000 | △ 1,470,000 | |

支 出

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増△減 | 付記 |
|------------------|--------|-----------|-------------|----|
| 事 業 費 | 0 | 1,470,000 | △ 1,470,000 | |
| 1. 平安講社補助金寄託金 | 0 | 1,470,000 | △ 1,470,000 | |
| (1) 行列執行補助金 | 0 | 1,470,000 | △ 1,470,000 | |
| 2. 各 種 事 業 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 会 議 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 総 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 役 員 会 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 庁 費 | 80,000 | 80,000 | 0 | |
| 1. 印 刷 消 耗 品 費 | 20,000 | 20,000 | 0 | |
| 2. 通 信 費 | 30,000 | 30,000 | 0 | |
| 3. 涉 外 関 係 費 | 30,000 | 30,000 | 0 | |
| 4. 雜 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑 支 出 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 協 賛 金 募 集 諸 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 予 備 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 1. 予 備 費 | 0 | 0 | 0 | |
| 合 計 | 80,000 | 1,550,000 | △ 1,470,000 | |

平安神宮

平安神宮の歴史と文化を学ぶ

平安神宮について



平安神宮の結婚式



時代祭



アクセス情報など



English Page

京都人のこころいきと誇り、時代祭



HOME > 時代祭 > 京都三大祭 時代祭

言語を選択



京都三大祭 時代祭

●時代祭とは…

時代祭は、毎年10月22日（雨天順延）に行われる平安神宮の大祭で、京都が日本の首都として千有余年にわたって培ってきた伝統工芸技術の持を、古く歴史風俗をとして内外に披露することを主眼としています。このため各時代行列に使用する衣裳や祭具の一つつか、厳正な時代考証をもとに作製された"本物"であるところにその特徴があります。

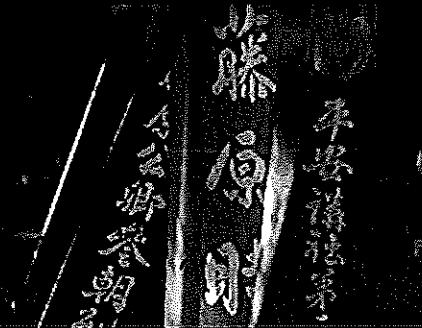
维新勤王隊の夷する笛や大鼓の音色を先頭に、約2,000名・約2キロにわたる行列は直次、明治维新時代から平安京の造宮された延暦時代にさかのほり、歴史と伝統の都・京都三大祭の一つとして、京都の秋を代表する祭となっています。



時代祭の由緒

時代祭の創始と都人の誇り

時代祭は、平安神宮の創建と平安遷都1100年記念祭を奉祝する行事として、明治28年に始まりました。明治維新によって著しい衰退を見せた京都の町おこし事業の集大成として平安神宮が創建され、そこに寄せられた人々の熱意の象徴として、まったく同じ意志のもとに創始されたのが時代祭です。その意図は、京都の誕生日10月22日に「一目で京都の歴史と文化が理解できるものを」「京都をおいで他にはまねのできないものを」というもので、京都人の心意気と誇りがふんだんに織り込まれています。



全市民奉仕の「平安講社」

時代祭行列は、京都全市域からなる市民組織「平安講社」（全11社）によって運営されています。当初は6列、人員500名の規模でしたが、現在では明治維新时代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延喜時代の8の時代を20の行列に分けて1列ずつ担当しているほか、江戸時代婦人列、中世婦人列、平安時代婦人列は京都の5花街が輪番で奉仕するなど、総勢で約2000名もの人々が参加する一大行列となっています。

甦る京都一千年の文化

また、1万2000点にもおよぶ調度、衣裳、祭具は綿密な時代考証が重ねられ、京都が1000年の間、都として培って来た伝統工芸技術の棒を集めて復元された本物で、まさに生きた時代絵巻が繰り広げられるのです。



遙かな「平安」の祈り

そしてこの祭りの真の意義は、この壮大な行列が神奉列にお供する祭列であるということです。つまり平安神宮のご祭神、桓武天皇と孝明天皇のご神靈に京都市中を巡行していただき、市民の暮らしぶりを親しくご覧いただく事と、京都全市民が心を一つにゆきさきの平安を祈る祭礼、それが時代祭なのです。

●時代祭祭事スケジュール

10月

13:30 時代祭宣状祭

15日

時代祭執行を1週間後に控え、本年の行列の主な参役に選ばれた平安講社員（京都市民）約500名がご神前に行列の無事執行を祈願します。

祭儀終了後は宮司より参役の任命書にあたる宣状が一人一人に授与されます。

また、この日午後3時からは境内で京都市地域女性連合会会員300名による「時代祭奉祝踊り足固め」が行われます。

10月 21日 10:00 時代祭前日祭

10月 22日 7:00 時代祭

祭典には平安講社総長・奉行が参列し、平安講社を代表して総長が祭文を奏上します。

8:00 神幸祭

2基の御輦轂に御臺代をお邊しし、午前9時に行列を整えて神幸列が本宮を進発、行在所に向かい、午前10時頃達礼門前行在所に到着します。

10:30 行在所祭

崇敬者並市民代表が参列し、神饌講社（京都料理組合）より神饌が献じられ、白川家の歓花奉仕があります。

12:00 行列進発

16:00 大極殿祭並還幸祭

全行列到着後、御輦轂を大極殿へ奉安し、延暦文官參朝列の三位が代表で祭文を奏上します。続いて御臺代をこ開帝より本殿にお邊しして祭典を終了します。

10月 23日 10:00 時代祭後日祭

祭典終了と共に祭具片付け格納を実施します。

※10月22日が雨天の場合、神幸祭以下行事が順延となります。

※無人航空機（ドローン）の使用禁止について□詳しくは「ご来宮の皆様へ」ページへ



時代祭について



行列の概要



行列順路

平安神宮トップペー

名勝指定 平安神宮

京都三大祭 時代祭

平安神宮の結婚式

アクセス情報

ジ

神苑

時代祭について

神前結婚式・披露宴

ご来宮の皆様へ

平安神宮について

神苑ブログはんなり

時代祭行列について

ブライダルフェア

プライバシーポリ

季節の便り

便り

時代祭行列順路

一

祭典・行事一覧

神苑 自然の煌めき

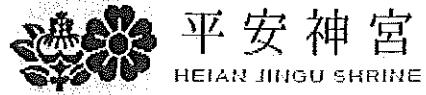
ご祈祷と人生儀礼

平安の祈り

平安神宮境内図

平安神宮崇敬会につ

いて



〒606-8341

京都市左京区岡崎西天王町97

TEL: 075-761-0221 / FAX: 075-761-0225



メールでお問い合わせ

甲第 6 号証

2021年5月28日

辰巳町 伊藤 要 様

植柳自治連合会
(会長 土屋善弘)

平素は、植柳自治連合会の各種活動にご協力頂き有難うございます。

先日、ポスティングされました書状につきまして、回答させていただきます。

ご質問は、①総会および会長選任の件、②時代祭の予算に関する件、であると思います。

コロナ感染が蔓延していた昨年、2020年度の総会（会長選任の年度）開催について昨年7月まで熟慮しておりましたが、開催できず、初めての経験でしたが、植柳自治連合会会則に則り、総会に繰ぐ議決機関である運営委員会で検討し、会長再任を決め、自治会会員の皆様に「町内回覧」をさせていただいたところ、多数の皆様から承認を頂きました。会長任期は2年であるため、2022年度（来年）の総会では、会長選任を議案にいたします。また、2021年度（本年）の総会についても、コロナの影響により開催は困難と判断し、総会への出欠の連絡期限日までに提出された出欠並びに議案賛否の結果を運営委員会で検討し、総会の成立と、議案の成立を決めさせて頂きました。いろいろご意見はあると思いますが、ご理解の程よろしくお願いいいたします。更に再度このような事態の発生に備え、如何にすればタイミング良く進めることができるかについて、貴殿のご意見を頂ければ、参考にさせていただきます。

時代祭の件ですが、今年の開催については7月頃決定されると思いますが、自治連合会としては準備を進めております。前回のご質問に回答いたしましたように、私達は、時代祭が「宗教行事にまつわる私的な団体」とは思っておりません。また、予算につきましては、協賛金積立へのご協力

をお願いいたしました平成23年5月23日の回覧ですでにお知らせしております様に、他学区の状況を参考に、予算案を決めさせて頂きました。当時と状況は変わるかもしれません、皆様からご協力いただいた積立金につきまして、この予算案に沿って進めていきたいと思っております。今後も各町内会長様の協力を得て、時代祭徳川城使上洛列を学区挙げて成功させたいと思っております。ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、協賛積立金の特別会計につきましては、毎年、「時代祭準備委員会」で報告いただいておりますが、詳細にお知りになりたい場合には、準備委員会の会計をしております平井（自治連副会長）に問い合わせください。

今後とも、自治連合会の各種活動に重ねてご協力いただき、また、時代祭の行列にご参加いただきますよう、お願ひ申し上げます。

以上

なお、参考として、すでに平成23年5月23日に回覧いたしました、「植柳学区の皆様へ」の回覧状を添付させて頂きます。

植柳学区の皆様へ

回覧

植柳自治連合会会長 土屋善弘

時代祭の準備に御協力お願い

区内の皆様には、平素より自治会活動にご支援を賜り有難うございます。

さて 京都の時代祭・徳川城使上洛列の当番が平成31年（8年後）に、

植柳学区に巡って参ります。光栄な事ですが多大の経費が必要になります。

皆様の御理解を頂き、本年度より準備委員会を立上げて積立金の開始など

準備活動を始めたく存じます。何卒よろしく御協力を御願い申し上げます。

時代祭準備委員会

委員長 土屋善弘 顧問 木村哲雄 副委員長 小巻実司

会計 平井真一郎 庶務 太田榮一 委員 沢村昭之 石角博信

積立金について

①. 1世帯 1口の場合 1年 1,000円×8年間=8,000円

② 出来ますれば 1口以上の口数を、お願い申し上げます。

③ 目標金額 550万円～600万円 (例 8,000円×750口=600万円)

集金方法

1. 全戸数に協賛積立金お願い書(別紙)を配布致します。

2. 賛同頂けましたら、その用紙下部の申込書にご記入の上、組長様へお渡

し下さい。納入の茶色封筒(集金袋)を用意しています。お申し出の

口数の金額を入れて、6月10日頃までに組長様へお渡し下さい。

封筒は領収印を押印してお返し致します。

なお 積立方法は、一括払・年払のいずれかを選択して下さい。

3. お町内で集金して頂いた金額は、町長様より 1 年毎まとめて

平井会計（玉本町 油小路通北小路上る TEL371-1215）へ納めて下さい。

4. 途中解約された場合は、返金致しませんのでご了承下さい。

時代祭・徳川城使上洛列 予算案

(平成 22 年 七条・西大路学区決算書 参考)

| 収入科目 | 金額 | |
|-------------|-----------|-----------------|
| 学区積立金 | 5,500,000 | 平成 23 年より 8 年間 |
| 奉仕者・自治連合会より | 1,500,000 | |
| 平安講社供奉列補助金 | 1,500,000 | 年度により金額に差があります。 |
| 御祝儀 | 200,000 | |
| 合 計 | 8,700,000 | |

| 支出科目 | 金額 | |
|---------------|-----------|--------------------------|
| 祭礼費 | 4,500,000 | 小畠組請負（城使上洛列一式・祝儀心付） |
| 宣上祭費 | 550,000 | 平安講社本部へ（馬・わらじ代） |
| 乗馬練習費・区内パレード費 | 200,000 | スピーカー・装飾・参加者送迎交通費 |
| 貸衣装代・着付講習費 | 350,000 | 袴（フルセット）35組 講師御礼 |
| 食事代 | 200,000 | 朝食 200・昼食 200・お茶 400・祝饅頭 |
| 記念品代 | 500,000 | 手拭 1000 |
| 記念写真・ビデオ代 | 500,000 | 集合写真・スナップ・DVD 制作費 |
| 広報活動費 | 200,000 | 幟 100・ポスター・チラシ |
| 事務費 | 200,000 | 会議費・通信費・町内回覧紙印刷・コピー |
| 打上げ慰労会費 | 800,000 | 会食費補助 |
| 雑費 | 150,000 | 御礼・道路使用申請他 |
| 保険料 | 50,000 | 傷害保険加入 |
| 予備費 | 500,000 | |
| 合 計 | 8,700,000 | |

平成 23 年 5 月 23 日 謹んでお願い申上げます。 時代祭準備委員会

甲第 7 号証

2021年7月吉日



植柳学区 町会長 様

植柳自治連合会・運営委員の皆様

植柳自治連合会・植柳時代祭実行委員会

会長・土屋善弘

本年度（2021年）の時代祭中止のご連絡

日頃は、植柳自治連合会の各種活動にご協力頂き有難うございます。

さて、先日、新聞でも報道されましたように、本年10月22日に開催予定されていました「時代祭」がコロナ感染の影響で本年も「中止」されることになりました。

先に、ご案内させて頂きましたように、植柳学区が担当する「徳川城使上洛列」が、2年延期することとなりました。

しかし、来年（2022年）には必ず開催されることになりますので、来年の適切な時期に、各町内から「上洛列」の行列に参加いただける方（町内から男性1名～2名）と、各種団体の皆様の参加をお願いさせて顶きますので、よろしくお願い申し上げます。

取り急ぎご連絡させて頂きます。

以上

【町内回覧】

甲第8号証

2020年7月23日

植柳学区 自治連合会会員の皆様

植柳自治連合会 会長 土屋善弘

2020年度 自治連合会各種行事のご報告とお願い

日頃は、自治連合会にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、コロナ感染の猛威がまだ収束していない中、本年の「時代祭中止」が決定し、テレビ、新聞にも発表されました。今後の自治連合会行事について自治連合会運営委員会（書面決議）を開催し、下記の結論を得ましたのでご報告させていただき、皆様のご了承を頂きたいと思っております。

なお、ご意見ある方は、自治連幹部にご連絡いただきますようお願いいたします。

1. 「時代祭」がコロナ感染防止のため、1年延期されました。植柳学区担当の「徳川城使上洛列」には植柳学区から約60名の参加が必要で、適切な時期に各町内および各種団体にお願いし、ご協力を得たい。
2. 自治連合会の総会は、現在まだ開催できる状況になっていないので、本年は総会開催を断念し、町内回覧して書面で了承を得たい。決算および予算案についてはすでに町内回覧しており、また、本年度の会長選任については、土屋善弘前会長の再任をお願いしたい（運営委員会で了承）。
3. 今後の自治連合会行事について：
 - ① 「夏まつり」および「区民運動会」については、本年は中止する。
 - ② 「敬老会」については、式典及び催しは中止し、対象者すべてに記念品をお送りする。

なお、コロナその他の状況を見て、小規模の「植柳まつり（仮称）」が出来ないか、検討してみる。

ご意見ない場合は、ご了承いただいたものとさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。（締め切り 8月10日）

以上

甲第9号証

植柳自治連合会の幹部へ

7月23日付文書「ご報告とお願ひ」について質問と反対意見です。

2020年8月4日 辰巳町 伊藤要

まず最初にコロナを理由に自治連会員からの質問の機会を奪うことは断じて許されません。

「下記の結論」を得たといわれているが、議論の内容について明らかにしていただきたい。最初に書面にて会議議事内容が配布された後、運営委員会のメンバーから出された、質問や疑問の内容と、それに対する議論の内容を明らかにされたい。

次いで大変乱暴にも、意見が無ければ承認されたとするとあります。意見を出したので、承認されたはみせません。また勝手に土俵を広げ、意見少数として承認されたと言い張るおつもりでしょうか。

1. 時代まつりについて、すでに一昨年の自治連総会にて、志募金は満額に達したと平井氏は発言していたが、最近一部の方から不足分を簿外積み立てである旧「PTA」積み立てから流用するというような話を聞きました。事実であれば、総会にて議論される議題ともなっていませんし、このような勝手な財産処分は断じて許されません。

2. 総会に関しては、すでに他団体の集会を講堂にて開催した実績もあり、ソーシャルディスタンスを確保すれば開催できるわけで、できないということはまったく当たりません。京都市や京都府の集会開催基準からもあり得ません。住民の質問権を奪うことは許されませんし、自治連の幹部は説明責任を果たす義務があります。3でも書かれているように、予算の多くは実施不可能で、予算書の訂正があってしかるべきで、それらも明らかにされないのは、会の運営能力欠落、思考停止以外のなにものでもありません。

夏祭り、運動会についても本年は中止するといわれるが、これからどうされるのが当然議論があつてしかるべきであり、これからどのような植柳学区として運営をされるのか「明日の植柳」を明らかにしていただきたい。

会長の選出については、土屋氏は臨時総会にて多数の反対意見をとらず、少ない賛成意見にもかかわらず、委任数をよりどころに自らの意思のみで「ホテル」

を跡地の建設することに決めました。これは住民の信頼を著しく損なうものであり、すべての責任は土屋氏にあります。責任の重大さを自覚すべきであり、ゆえに再任を断じて許すものではなく、断固反対を致します。

また、自治連合会は、会員資格規定もなく、入退会の方法も明らかでなく、居住者以外の人物が会費納入を根拠に、あたかも住民のように偽っていても何ら問題にもなりません。今回の一連の実態を鑑みるに、もっと一般社会として真っ当な会則に改めるべきであり、これらの提案をする機会が奪われてはなりません。

3. 小規模の「植柳まつり」なるものを検討するといわれるが、それこそどの様にどこで開催されるのでしょうか。それができるのであれば総会実施など簡単なものです。あまりにも安直な発言があることに幻滅するものです。はっきりしていただきたい。

この自治連は京都市の公契約書にも書かれる組織でありながら、なんら法律的な存在根拠を持たず、一部住民の任意団体であり、それらが他の住民の権利を制限することはありません。また、この団体(自治連)をもって住民の承認を得る根拠にすることはあまりにも法を無視した異常としか言いようがありません。この団体(自治連)が三者協議会なるもの構成団体になることは反対で、法律的に有効な住民団体に変わるように要求します。

以上

2020年8月18日

植柳学区辰巳町

伊藤 要 様

植柳自治連合会 会長 土屋善弘

平素は、植柳自治連合会の各種活動にご協力頂き有難うございます。

2020年8月4日付けて頂きました書状につきまして、回答させていただきます。

コロナの感染の終わりが見えず、安全に総会も実施できない現状にあり、自治連合会の各種行事、運営などを進めていくにあたり、運営委員会（書面決議）を実施させていただきました。運営委員会では、特に質問もなく決議されておりますが、その結果を町内回覧し、会員からのご意見・ご質問も確認させていただきました。運営委員会は、総会に次ぐ第二の決議機関であることをご理解の上よろしくお願ひいたします。

また、時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになりますが、実施に当たっては、各町内の協力を得ながら質素に努めたいと思っております。

今後の各種行事についても、その時の現状をよく把握し、コロナ感染の状況を踏まえ、各種団体や町内会長様との連絡を取りながら、実施できるものについて進めていきたいと考えております。

会長の選出の件ですが、ご指摘の臨時総会では、会場票および委任票とも、自治連合会の進むべき方向に賛同を頂きました承されたものであり、また今回の町内回覧を通じて、留任をご了承いただいたものと考えております。

今後とも、自治連合会の各種活動に、重ねてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

時代祭遂行について再度質問するので回答されたい。

植柳自治連合会 土屋会長殿

辰巳町 伊藤要

予算不足が以前の返答に「また、時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約 530 万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになりますが、実施に当たっては、各町内の協力を得ながら質素に努めていきたいと思っております。」とある。実態についての具体的詳細な説明が全く無い。

1. そもそも予算とは予備費も含めて検討されるものであり、このように不足が発生する予算は腑に落ちない。予算の内容と何故不測に至っているのか説明を求める。
2. 自治連の事業費積立金とはどういうものなのか。いくら存在しているのか。通常総会では決算報告書に記載がされ、利息など収支が報告されているのか。どのような趣旨のものか明らかにされたい。
3. 不足解消について自治連合会の手持ち金を流用しようとしているが、宗教行事にまつわる私的な団体に、連合会の公費を充当するなどは、日本国憲法にある信教の自由に反し、まことに持つて承服しがたい。自治連は政治的、宗教的な位置に置いて関わりを排除する事を求められており、宗教的な行事については別団体で任意に行われていると承知している。それにも関わらずこのような金銭の支出を行うことは、横領の罪にも問われる重大事であり許されるものでは無い。どのように考えているのか明らかにされたい。また、このような行為をあえて行う場合は当方の応募趣旨に合わないので、当方が提供した募金についてはこれを返還されたい。
4. また、開催が延期されているわけであり、不足分を再度募金にて集める時間的な余裕もあり、それに手を付けず事態をいたずらに静観していることは許しがたい。即刻考えを改め責任者は善処することを要求する。当然不足分は担当者が立て替え、後日募金にて集めることで解消を図るのか筋である。いかに考えるのか明らかにされたい。
以上

甲第12号証

2021年4月9日

植柳学区辰巳町

伊藤 要 様

植柳自治連合会 会長 土屋善弘

平素は、植柳自治連合会の各種活動にご協力頂き有難うございます。

先日頂きました書状につきまして、回答させていただきます。

すでに報告しております様に、時代祭準備協賛金の積立は各町内の皆様のご協力により約530万円を集めることができました。担当する徳川城使上洛列にどれほどの経費が掛かるのか、過去に担当された学区にお聞きしてはおりますが、行列人数が集まらない場合、臨時雇用するなどにより、経費は大きく変動することですので、各町内会長様にお願いし、学区の皆様方にご参列をお願いすることにしております。不足分が生じた場合は、自治連の事業費基金積立などを使っていくことになりますが、この事業費基金積立は、前回の時代祭を担当した翌年の平成6年より毎年積立を行ってきており、時代祭の一部費用や、予定外の経費に対応できるよう当時の総会で了解され、積立が開始されたものと思っております。最近では、平成25年度総会において事業費基金積立の使途について質問があり、私が一部は時代祭の費用に使用ていきたいと説明し、総会において了解が得られております。

また、時代祭は、京都市民が主体となる住民挙げての祭りであり、市民有志が組織した「平安講社」が運営の中心になっております。当初は京都市の公の行事として京都市長が統轄されました。現在では平安講社がこれに代わることになってきております。従って、私達は、時代祭が「宗教行事にまつわる私的な団体」とは思っておりません。

今後とも、自治連合会の各種活動に重ねてご協力いただき、また、時代祭の行列にご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

甲第13号証の1

2022年4月吉日

植柳学区 町会長様

植柳自治連合会

平素は植柳自治連合会の諸運営に多大のご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。またこの度は、本年度の町会長をお引き受けいただき誠にありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、コロナ感染の影響も依然としてあるものの、コロナ対策をしながら、
4月23日（土）に、植柳自治連合会総会を仮設自治会館（植松公園内）で開
催させていただくことにいたしました。

つきましては、まず、総会の議案資料

議案 1： 2021 年度 行事報告・会計報告・会計監査報告

議案 2： 2022 年度 行事予定・会計予算

議案 3： 會長選任

議案1及び議案2を町内回覧していただき、それに基づいて、植柳自治連合会の会員の皆様に、総会のご案内をお配りいただき、出席あるいは欠席を集めさせていただきたく、お願いいいたします。

町長様でまとめていただいた会員様の出欠につきまして、4月19日までに、自治連合会庶務・勝間まで、ご提出をお願いいたします。

お世話になりますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

三



植柳自治連合会会員の皆様

2022年4月吉日

植柳自治連合会

植柳自治連合会 総会のご案内

日頃は当学区の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、過日開催しました運営委員会で、下記の要領で2022年度植柳自治連合会総会を開催させていただくことになりました。コロナ対策を施しながら開催させていただきますので、ご出席の程よろしくお願ひいたします。（ご出席いただく場合は、マスク着用と体温確認をお願いいたします。）

なお、総会資料の議案1, 2につきましては、町内回覧させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

会員様の出席、欠席を町長様に4月16日までに提出いただき、町長様は、4月19日までに自治会庶務・勝間まで提出をお願いいたします。

◎ 総会日時 2022年4月23日（土）午後7時より 仮設自治会館

- ◎ 議案 1. 2021年度 行事報告・会計報告・会計監査報告
2. 2022年度 行事予定・会計予算
3. 会長選任

以上

(切り取り線)

(出席あるいは欠席いずれかに○をお願いいたします。)

1. 4月23日開催の植柳自治連合会・総会に、出席いたします。

2. 4月23日開催の植柳自治連合会・総会に、欠席いたしますが、

- ① 議案に賛成し、議決に関する権限を議長に委任いたします。
② 議案（1. 2.）に反対いたします。

(欠席の場合、いずれかに○を附してください。なお、表示ない場合は、議長に委任したものとさせて頂きます。)

2022年4月 日

町名：_____ 氏名：_____ (印)

(印の代わりに自筆サインでも可)

「議案 1」

植柳自治連合会 2021年度（令和3年度） 行事報告

| 2021年度 | | | 行事内容 | |
|--------|----|---|-----------------------|-----------|
| 月 | 日 | 曜 | 行事内容 | |
| 4 | 24 | 土 | 自治連合会総会（中止）運営委員会で書面決議 | |
| 6 | 26 | 土 | 第1回運営委員会 | |
| 7 | | | ラジオ体操（少年補導）（中止） | |
| | 17 | | 自主防災訓練 | 参加者約100名 |
| 8 | | | 夏祭り（中止） | |
| 9 | 15 | 水 | 献血会 | 参加者30名 |
| 10 | | | 敬老会 | 記念品送付570名 |
| | 17 | | 第2回運営委員会・第4回時代祭実行委員会 | |
| | 22 | 金 | 時代祭（中止） | |
| 11 | | | 健康ウォーキング（中止） | |
| 12 | | | 餅つき大会（中止） | |
| 3 | 19 | 土 | 第3回運営委員会・第5回時代祭実行委員会 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

◎三者協議会 令和3年4/6, 6/28, 9/14, 11/30、令和4年3/22

◎運営委員会 3回開催 6/26, 10/17, 3/19

◎植松公園清掃 毎月2回

| | | | |
|-------|-----------|------|-----------|
| 体育振興会 | 4月、8月、12月 | 女性会 | 5月、9月、1月 |
| 長寿会 | 6月、10月、2月 | 少年補導 | 7月、11月、3月 |

その他 毎週水曜日 有志にて実施

◎防犯夜間パトロール 每月第4金曜日午後8時30分より実施（雨天中止）

◎児童見守り隊 登下校パトロール実施

◎青色パトロールカー 毎週1~2回区内パトロール実施

◎いきいき筋トレ 每月2回実施 第1土曜 2時~3時 第3土曜 2時~3時30分 中止月あり

◎古紙回収 每月第1土曜日（西ブロック） 第3土曜日（東ブロック）

◎憩いの場所 「植柳きっさ」

◎長寿会 第2, 第4 日曜日 1~4時 マージャン、将棋、囲碁教室 中止月あり

◎ゴミ減量推進会議・女性会 資源物回収 每月第1火曜日

◎アルミ缶回収（自治会館前）

令和3年度 植柳自治連合会 決算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日)

| 取入の部 | | | 支出の部 | | | | | | |
|------------------------------|-----------|-----------|------|----------|-----------|--|--|--|--|
| 科目 | 3年度予算 | 3年度決算 | 科目 | 3年度予算 | 3年度決算 | | | | |
| 前期繰越金 | 594,537 | 594,537 | 事業の部 | 敬老会 | 400,000 | | | | |
| 会費 | 1,480,000 | 1,454,100 | | 神社祭礼費 | 212,000 | | | | |
| 春祭りチケット | 0 | 0 | | 植柳夏祭り | 100,000 | | | | |
| 団体より協賛金 | 0 | 0 | | 生涯健康 | 40,000 | | | | |
| 古紙回収協力金 | 200,000 | 258,319 | | 春祭り | 0 | | | | |
| 青バト支援金 | 0 | 0 | | 餅つき大会 | 80,000 | | | | |
| 雑収入 | 0 | 0 | | 小計 | 832,000 | | | | |
| 郵貯利子 | 0 | 2 | | 女性会 | 60,000 | | | | |
| 合計 | 2,274,537 | 2,306,958 | | 植柳見守り隊 | 20,000 | | | | |
| 事業費基金積立残高 | 3,100,000 | | | 体育振興会 | 50,000 | | | | |
| 令和3年度会計決算を報告致します。 | | | | 自主防災会 | 50,000 | | | | |
| 会長代行 平井真一郎 | | | | 少年補導委員会 | 60,000 | | | | |
| 会計 石川芳男 | | | | 植柳消防分団 | 130,000 | | | | |
| 令和3年度決算につき 相違なきことを認証致します。 | | | | 防犯連絡協議会 | 50,000 | | | | |
| 会計監査 天野郁 | | | | 小計 | 420,000 | | | | |
| 会計監査 寺村映 | | | | 会議費 | 30,000 | | | | |
| | | | | 事務費 | 30,000 | | | | |
| | | | | 古紙回収ローブ代 | 20,000 | | | | |
| | | | | 雑費 | 35,000 | | | | |
| | | | | 青バト費 | 80,000 | | | | |
| | | | | 備品費 | 50,000 | | | | |
| | | | | 慶弔費 | 10,000 | | | | |
| | | | | 小計 | 255,000 | | | | |
| | | | | 事業費基金積立 | 100,000 | | | | |
| | | | | 支出合計 | 1,607,000 | | | | |
| | | | | 次期繰越金 | 667,537 | | | | |
| | | | | 合計 | 2,274,537 | | | | |
| | | | | | 2,306,958 | | | | |

「議案 2」

植柳自治連合会 2022年度（令和4年度） 行事計画（案）

| 2022年度 | | | | |
|--------|----|---|-------------|--------------|
| 月 | 日 | 曜 | 行事内容 | |
| 4 | 23 | 土 | 自治連合会総会 | 仮設自治会館（植松公園） |
| 7 | | | ラジオ体操（少年補導） | |
| 8 | | | 夏祭り（予定） | |
| 9 | 21 | 水 | 献血会 | 献血ルーム京都駅前 |
| 10 | | | 敬老会（予定） | |
| | 22 | 土 | 時代祭 | |
| 11 | | | 自主防災訓練（予定） | |
| 12 | | | 餅つき大会（中止） | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

◎三者協議会

◎運営委員会 4回以上 開催予定

◎植松公園清掃 毎月2回

体育振興会 4月、8月、12月

女性会

5月、9月、1月

長寿会 6月、10月、2月

少年補導

7月、11月、3月

その他 毎週水曜日 有志にて実施

◎防犯夜間パトロール 每月第4金曜日午後8時30分より実施（雨天中止）

◎児童見守り隊 登校時パトロール実施

◎青色パトロールカー 毎週1~2回区内パトロール実施

◎いきいき筋トレ 每月2回実施 第1土曜 2時~3時 第3土曜 2時~3時30分

◎古紙回収 每月第1土曜日（西ブロック） 第3土曜日（東ブロック）

◎憩いの場所 「植柳きっさ」

◎長寿会 第2、第4 日曜日 1~4時 マージャン、将棋、囲碁教室

◎ゴミ減量推進会議・女性会、保健協議会 資源物回収 每月第1火曜日

◎アルミ缶回収（自治会館前）

令和4年度 植柳自治連合会 予算書（案）

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

| 収入の部 | | | 支出の部 | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|--------|----------|-----------|-----------|--------|--|
| 科目 | 3年度決算 | 4年度予算 | 科目 | 3年度決算 | 4年度予算 | | | |
| 前期繰越金 | 594,537 | 1,463,427 | 事業の部 | 敬老会 | 344,191 | 350,000 | | |
| 会費 | 1,454,100 | 0 | | 神社祭礼費 | 66,400 | 212,000 | | |
| 春祭りチケット | 0 | 0 | | 植柳夏祭り | 0 | 100,000 | | |
| 団体より協賛金 | 0 | 0 | | 生涯健康 | 0 | 0 | | |
| 古紙回収協力金 | 258,319 | 200,000 | | 春祭り | 0 | 0 | | |
| 青バト支援金 | 0 | 0 | | 餅つき大会 | 0 | 0 | | |
| 雑収入 | 0 | 0 | | 小計 | 410,591 | 662,000 | | |
| 郵貯利子 | 2 | 0 | | 女性会 | 60,000 | 60,000 | | |
| 合計 | 2,306,958 | 1,663,427 | | 児童見守り隊 | 0 | 0 | | |
| 事業費基金積立残高 | 3,200,000 | | 団体補助の部 | 体育振興会 | 0 | 0 | | |
| | | | | 自主防災会 | 0 | 0 | | |
| | | | | 少年補導委員会 | 0 | 60,000 | | |
| | | | | 植柳消防分団 | 130,000 | 130,000 | | |
| | | | | 防犯連絡協議会 | 50,000 | 0 | | |
| | | | | 小計 | 240,000 | 250,000 | | |
| | | | | 諸経費の部 | 会議費 | 2,400 | 10,000 | |
| | | | | 事務費 | 17,466 | 20,000 | | |
| | | | | 古紙回収ロープ代 | 11,550 | 15,000 | | |
| | | | | 雑費 | 0 | 10,000 | | |
| | | | | 青バト費 | 59,510 | 150,000 | | |
| | | | | 備品費 | 2,014 | 10,000 | | |
| | | | | 慶弔費 | 0 | 10,000 | | |
| | | | | 小計 | 92,940 | 225,000 | | |
| | | | | 事業費基金積立 | 100,000 | 100,000 | | |
| | | | | 支出合計 | 843,531 | 1,237,000 | | |
| | | | | 次期繰越金 | 1,463,427 | 426,427 | | |
| | | | | 合計 | 2,306,958 | 1,663,427 | | |

令和4年度会計予算を申し上げます。

会長代行 平井真一郎



会計 石川芳美



甲第14号証

2020年5月吉日

植柳学区 町会長様

自治連合会会員の皆様

植柳自治連合会

平素は、植柳自治連合会の諸運営に、多大のご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

4月23日に開催された自治連合会総会において、次期会長として宇野健蔵氏（艮町、現自主防災会会长および社会福祉協議会副会長）が選出された事を報告させていただくとともに、今後とも自治連合会の各種行事にご協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。総会の議事録および古紙回収事業収支報告書を町内回覧させていただきます。

また、今年度の自治連合会役員は、会長指名により以下のようにさせていただきます。今後とも精一杯務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長 宇野 健蔵（艮町、新任）

副会長 平井真一郎（玉本町、留任）、平尾 明子（東側町、新任）

庶務 勝間 昇（四本松町、留任）

会計 石川 芳男（西側町、留任）

会計監査 天野 郁雄（西側町、留任）、寺村 映（西松屋町、留任）

以上

2022年4月23日

2022年度 植柳自治連合会総会議事録

日時： 2022年4月23日(土) 19:00～20:30

場所： 植松公園仮設自治会館

勝間昇庶務の司会のもと、平井真一郎会長代行の挨拶で総会がはじまった。土屋善弘会長が1月13日ご逝去され、12年間の会長業務遂行に感謝し冥福をお祈りした。会長としての大きな業績として、「植柳小学校閉校後の跡地活用」および「植柳学区担当の時代祭行列」の方向性を決めていただきました。特に時代祭行列には、学区内の皆様のご協力が必要でよろしくお願ひしたいとの挨拶があった。

議事については、司会者一任で議長に河本正樹氏(文覚町)が選出されたが、議案の賛否および委任状の取り方について質問があり、次年度総会までに改善を含め検討することとなった。次に総会成立宣言がされた。(会員総数:739名のうち、出席55名、委任状536名で計591名(80%)となり、会員数の2/3以上となった)

1. 議事

| | | | |
|------|-------------|----|-----------|
| 1号議案 | 令和3年度行事報告 | 庶務 | 勝間 昇 |
| | 令和3年度会計報告 | 会計 | 石川芳男 |
| | 令和3年度会計監査報告 | 監査 | 天野郁雄、寺村 映 |

1号議案が一括で説明され、質疑応答になった。

・古紙回収事業の收支報告についての質問があり、担当者から説明するとともに、議事録回覧の際に古紙回収の收支報告書を回覧することとなった。

・神社祭礼費についての質問があり、平安講社(時代祭)、川西崇敬会(稻荷祭)へ伝統行事・継承に関する支出であり、支出項目については検討することとなった。

・会長がご逝去されたのに慶弔費が支出されていないことについては、遺族のご意向もあったが、お別れ会が開催されたときには相応の支出をしていくことになるとの回答があった。

その他については質問がなく、賛成多数で1号議案が了承された。

| | | | |
|------|----------|----|------|
| 2号議案 | 30年度行事予定 | 庶務 | 勝間 昇 |
| | 30年度会計予算 | 会計 | 石川芳男 |

2号議案が一括で説明され、その後、質疑応答になった。

・自治連合会の行事開催について質問があり、コロナ感染の状況によるが、夏祭り、敬老会については現時点で実施の方向で検討したい。区民運動会については規模を再考し、2024年度からの実施を準備していきたい。

・餅つき大会への予算が入っていないとの質問については、現状では開催できるか不明であり、

開催できたとしても規模を縮小し、各種団体からの寄付などで開催できる予定である。

その他については質問がなく、賛成多数で2号議案が了承された。

3号議案 植柳自治連合会・会長改選の件

本年は、会長改選の時期に来ている。自治連役員から、現自主防災会会长、社会福祉協議会副会長および民生児童委員である宇野健蔵氏(艮町)を推薦したいとの発言があり、議長より、その他自薦、推薦および立候補がないか図られた結果、立候補もないことから、拍手で宇野健蔵氏に新会長をお願いすることになった。

宇野健蔵新会長から、皆様の協力をお願いしたいとの挨拶があつた。

その他、議事全般について、質疑応答は特になく、河本正樹議長により総会終了宣言がされた。

2. 報告事項(勝間昇氏)

① 時代祭行列について(平井真一郎氏)

本年は祇園祭も開催予定であり、時代祭行列も開催されると思われ、諸準備を5月より進めてきたい。下京各学区が約25年に一度担当する「徳川城使上洛列」は約180名の行列であり、学区より約60名の行列参加をしていただくことになる。衣装、装束などすべては、協賛金積立などにより時代祭実行委員会で準備させていただくので、約25年に一度の時代祭行列にぜひ参加をお願いしたい。

② 古紙回収事業について(太田栄一氏)

学区の皆さんに協力いただいている古紙回収事業は、2021年度の収入合計が約26万円となり古紙回収協力金として自治連合会の会計に組入れた。今までの繰越金(約546万円)については、別途保管し、万一の支出に備えている。

本年も古紙回収およびアルミ缶回収事業への協力をお願いしたい。

その他、質疑応答はなく、小巻實司市政協力委員連絡協議会会长より、学区の皆様のご協力を今後ともお願いしたいとの挨拶があり、2022年度の植柳自治連合会総会は無事終了した。

以上

今和 3 年度、古紙回収・收支報告書

(月)

| | 收入 | 支出 |
|----------------------------|-----------|-----------|
| 前期 繼越金 | 5,466,545 | |
| 古紙回収協力金(大木紙料) | 192,140 | |
| 会員料入金(3月分) | 16,280 | |
| 5/6 " (4月分) | 13,880 | |
| 6/1 " (5月分) | 14,790 | |
| 7/1 " (6月分) | 16,430 | |
| 8/1 " (7月分) | 15,030 | |
| 9/1 " (8月分) | 17,590 | |
| 10/1 " (9月分) | 13,450 | |
| 11/1 " (10月分) | 18,070 | |
| 12/3 " (11月分) | 18,600 | |
| 会員料入金(12月分) | 15,540 | |
| 1/4 " (1月分) | 17,060 | |
| 2/4 " (2月分) | 16,370 | |
| 古紙回収助成金(宮都市) | 15,000 | |
| 還取利子(返り支え) | 5,617.9 | |
| 小計 | 258,319 | |
| 植柳自治連合会会費(9/21, 11/5, 8/8) | | 658,379 |
| 小計 | 158,319 | 258,319 |
| 後期 繼越金 | | 5,466,545 |
| 合計 | 3,724,864 | 3,724,864 |

植柳自治連合会 会長 幸井真一郎
代行

会計 太田義一郎

甲第15号証

2022年5月25日

植柳自治連合会

会長 宇野健蔵様

2022年度植柳自治連合会予算から
時代祭に支出することのないよう強く求めます

植柳学区 辰巳町 伊藤要

本年4月23日、植柳自治連合会総会が開催され、「令和4年度 植柳自治連合会 予算書（案）」が承認されました。この支出の部を見ると、令和3年度に継いで令和4年度も「事業費基金積立」として、100,000円が計上されています。この「事業費基金積立」について、土屋善弘前会長は2020年8月18日付書面において、時代祭準備積立金の不足分として使う旨回答されましたが、総会における議論によるとこの方針は変わっていないと思われます。

しかしながら、2022年1月14日付「時代祭への自治連合会資金流用問題についての考え方」で述べましたように、時代祭は神社本庁を包括団体とする宗教団体平安神宮が主宰する宗教行事であり、こうした特定の宗教行事に自治連合会の資金を供することは、明らかに憲法に定める信教の自由という、連合会に所属する町内会を構成する個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、およそあってはならないことです。したがって、憲法が個々人に保障する基本的人権を踏みにじる総会議案は無効であり、こうした違憲無効の総会の決議に基づいて時代祭に自治連合会の資金を支出するとすれば、会長である貴殿の個人的責任も厳しく問われることになります。以上のとおりですから、2022年度に時代祭が開催されたとしても、植柳自治連合会の「事業費基金積立」を時代祭に使うようなことがあってはならないと考え、そのことを強く求めて、ここに本書面に基づいて申し入れいたします。貴殿の賢明なる対応を切に望むものです。

なお、この申し入れに対して、貴殿としていかなる対応をされるのか、本書面到達の日から2週間以内に書面をもって回答されるよう求めるものです。

訴 状

2022年8月22日

京都地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中 島 晃
弁護士 諸 富 健

〒600-8307 京都市下京区新町通北小路下る辰巳町756番地1

原 告 伊 藤 要

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下る西側ヒロセビル2階

市民共同法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 中 島 晃
同弁護士 諸 富 健

電話 075-256-3320

FAX 075-256-2198

〒600-8304 京都市下京区新町通花屋町上る艮町846

宇野健蔵方

被 告 植 柳 自 治 連 合 会
上記代表者会長 宇 野 健 蔵

時代祭資金支出違憲訴訟

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、植柳時代祭実行委員会、平安講社、及び時代祭協賛会に対し、被告事業費基金積立及び神社祭礼費から金員を支出してはならない
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求原因

- 1 当事者
 - (1) 被告は、植柳学区の各町内会、具体的には植柳学区の各町内に居住する住民（以下「学区居住者」という。）及び各種団体をもって構成される自治連合会であり、法人格なき社団である（甲1・第2条）。
 - (2) 原告は、植柳学区の学区居住者であり、被告の一員として会費（月額150円）を納入している被告の構成員である（甲1・第9条、付則第1項）。
 - (3) 植柳時代祭実行委員会（前時代祭準備委員会）は、時代祭・徳川城使上洛列を担当するために立ち上げられた有志の団体である（甲2）。
 - (4) 平安講社は、宗教法人平安神宮の創建と同時に結成された崇敬団体で、主に時代祭の執行に奉仕する団体である（甲3）。
 - (5) 時代祭協賛会は、平安講社による時代祭行列に関する事業の支援等を実施する団体である（甲4）。

2 時代祭について

時代祭は、毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事である（甲5）。時代祭の行列は、明治維新時代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延暦時代の8の時代を20の行列に区分して執り行われているが、そのうちの一つ江戸時代の行列のうちの徳川城使上洛列の当番が2020（令和2）年に植柳学区に回ってくることが2011（平成23）年に決まった（甲

6)。ところで、コロナ禍の影響で時代祭が2年延期されており、2022（令和4）年の時代祭において植柳学区が徳川城使上洛列を担当するものとされている（甲7）。

3 被告事業費基金積立から時代祭への資金の支出

(1) 原告は、植柳学区が担当する徳川城使上洛列について、予算の「不足分を簿外積み立てである旧「PTA」積み立てから流用する」という話しを聞き、2020（令和2）年8月4日付で、被告の前会長である土屋善弘氏（以下「土屋氏」という。）に対して、そのことを尋ねる書面を出した（甲9）。この書面に対し、土屋氏は同月8月18日付書面で「時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになります」と回答した（甲10）。

(2) 原告が「自治連の事業費積立金とはどういうものか」と書面で質問したところ（甲11）、土屋氏は2021（令和3）年4月19日付書面で「不足分が生じた場合は、自治連の事業費基金積立などを使っていくことになりますが、この事業費基金積立は、前回の時代祭を担当した翌年の平成6年より毎年積立を行ってきており、時代祭の一部費用や、予定外の経費に対応できるように当時の総会で了解され、積立が開始されたものと思っております。」と回答した（甲12）。

(3) 2022年度の被告総会においても、事業費基金積立から不足分を補うという方針は変わっていないものと思われる（甲15）。令和4年度の被告予算書（案）によると、今年度も10万円が積み立てられ、事業費基金積立残高は320万円となっている（甲13の2）。また、2022年度の被告総会議事録によると、神社祭礼費が平安講社に支出されるおそれもある（甲14）。

4 被告事業費基金積立及び神社祭礼費から時代祭への資金流用の違憲性

(1) 被告は、植柳時代祭実行委員会（もしくは平安講社や時代祭協賛会）に対し、予算の不足分を被告事業費基金積立及び神社祭礼費から補う方針を取っているが、上述したとおり、平安神宮の大祭である時代祭という特定の宗教行事のために被告の支出を提供することは、憲法に定められている信教の自由（憲法20条）という、被告を構成する原告を含む個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、明確に憲法20条に違反する。

(2) 被告の資金は、被告が毎年度開催する総会において、提案された予算を承認する決議にもとづいて支出することができるものであるが、上述したとおり特定の宗教行事のために被告の資金を支出することを内容とする予算を承認する旨の総会決議は、原告を含む被告の構成する学区居住者の基本的人権を侵害し、憲法20条に違反するものであるから、公序良俗に違反し無効である。

よって、上述した無効な総会決議にもとづいて被告の資金を支出することが許されることは明らかである。

(3) また被告は、法人格なき社団であって、民法34条の準用を受けるところ、法令の許容する範囲内においてのみ、その活動を行うことができるものであって、いやしくも憲法に違反する行為をなしえないことはいうまでもない。

したがって、上述したとおり憲法20条に違反して、被告がその資金を支出することが許されることはいうまでもない。

5、結び

以上のとおり、被告を構成する学区居住者である原告は、信教の自由という基本的人権の享有を妨げられないという憲法11条及び同条に由来する人格権にもとづき、被告が憲法20条に違反してその資金を支出するという原告の基本的人権を侵害する違法な被告の行為の差止を求めることができるというべきである。

よって、原告は、被告が、植柳時代祭実行委員会、平安講社及び時代祭協賛

会に対し、被告事業費基金積立及び神社祭礼費から金員をしてはならないことを求めるものである。

附 屬 書 類

- | | | |
|---|--------------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各1通 |
| 3 | 資格証明書（総会議事録） | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |

報告書

2022(令和4)年8月22日

京都地方裁判所 御中

債権者代理人

弁護士 中 島 晃
弁護士 諸 富 健

当職らは、今般、債権者から本件仮処分命令の申立を受任するにあたり、債権者本人より以下のとおり事情を聴取いたしましたので、報告いたします。

1、私は、昭和28年3月15日、現在の住所地に生まれ、今日までここに居住しています。私の住んでいる下京区新町通北小路下る辰巳町は、植柳学区にある合計36の町内の一ですが、ここで植柳学区の成り立ちについて説明させていただきます。

2、京都は古くから「町組（ちょうぐみ、まちぐみ）」とよばれる自治組織がありました。これが明治維新の前後に、通し番号のついた組織に再編され、「番組」と呼ばれるようになりました。

また、明治の初めに、この番組毎に小学校が設置されたことから、この小学校が「番組小学校」と呼ばれました。植柳学区は、下京第19番小学校として開設された植柳小学校の学区で南北は七条通と六条通、東西は新町通と堀川通に囲まれた地域です。

なお、この地域は、明治以前は西本願寺の寺内町で、西本願寺が自治権を持っており、多くの住民は西本願寺に関係し生計を立てておりました。

現在も、この学区内には龍谷ミュージアムなど西本願寺に関係する施設や茶道
藪ノ内流の屋敷、多数の西本願寺の末寺、少なくなりましたが旅館、他には主に
小規模住宅や仏教関係の店があり、平成30年の居住者は2835人です。

3、この番組をルーツとする学区は、戦後、新しい教育制度の発足により、戦前の
学区制度が廃止された後も、学区は「元学区」となって住民自治の単位として現
在まで存続しています。

京都市立植柳小学校は、平成21年末をもって閉校となりましたが、植柳自治
連合会は植柳小学校の「元学区」が単位となった植柳学区にある町内に居住する
住民による自治組織として現在も存続しています。また、各町内に居住する住民
は、植柳自治連合会の規約では、「学区居住者」と呼ばれている自治連合会の構
成員であり（甲1）、私はこの自治連合会の規約に定められている「学区居住者」
の一人として会費（月額150円）を納入しているものです（甲1・9条、付則
1条）。

4、なお、本件仮処分命令の申立において、植柳自治連合会（以下、自治連という）
がその資金を支出する相手方となるのは、次の3つの団体であると思われます。

- (1) 植柳時代祭実行委員会（前時代祭準備委員会）。この実行委員会は、時代祭
・徳川城使上洛列を担当するために立ち上げられた有志の団体です（甲2）。
- (2) 平安講社。この団体は、宗教法人平安神宮の創建と同時に結成された崇敬団
体で、主に時代祭の執行に奉仕する団体です（甲3）。なお、平安神宮作成の
資料（甲3）によれば、この団体は「全市民」によって結成されたとあります
が、明らかな僭称であり、勝手に「全市民」を名乗ることは許しがたいこと
です。
- (3) 時代祭協賛会。この協賛会は、平安講社による時代祭行列に関する事業の支
援等を実施する団体です（甲4）。
- (4) しかし、以上述べた他、時代祭の行列の実施に関するさまざまな団体や個人

にも自治連の資金が支出されるのではないかと考えられます。

5、時代祭について

時代祭は、毎年10月22日に行われる平安神宮の大祭であり、平安神宮の附属団体である平安講社が執り行う宗教行事です（甲5）。

時代祭の行列は、明治維新時代、江戸時代、安土桃山時代、室町時代、吉野時代、鎌倉時代、藤原時代、延暦時代の8の時代を20の行列に区分して執り行われていますが、そのうちの一つ、江戸時代の行列のうちの徳川城使上洛列の当番が2020（令和2）年に植柳学区に回ってくることが2011（平成23）年に決まっています（甲6）。ところで、コロナ禍の影響で時代祭が2年延期されしており、2022（令和4）年の時代祭において植柳学区が徳川城使上洛列を担当するものとされています（甲7）。

6、債務者事業費基金積立から時代祭への資金の支出

(1) 私は、植柳学区が担当する徳川城使上洛列について、予算の「不足分を簿外積み立てである旧「PTA」積み立てから流用する」という話を聞きましたので、2020（令和2）年8月4日付で、自治連の前会長である土屋善弘氏（以下「土屋氏」という。）に対して、そのことを尋ねる書面を出しました（甲9）。この書面に対し、土屋氏は同月8月18日付書面で「時代祭準備積立金は各町内住民のご協力により約530万円を集めることができました。不足分については自治連の事業費積立金など使っていくことになります」と回答していました（甲10）。

(2) 私が「自治連の事業費積立金とはどういうものか」と書面で質問したところ（甲11）、土屋氏は2021（令和3）年4月19日付書面で「不足分が生じた場合は、自治連の事業費基金積立などを使っていくことになりますが、この事業費基金積立は、前回の時代祭を担当した翌年の平成6年より毎年積立を行ってきており、時代祭の一部費用や、予定外の経費に対応できるように当時

の総会で了解され、積立が開始されたものと思っております。」と回答してきました（甲12）。

(3) 2022年度の自治連総会においても、事業費基金積立から不足分を補うという方針は変わっていないものと思われます（甲15）。令和4年度の自治連予算書（案）によると、今年度も10万円が積み立てられ、事業費基金積立残高は320万円となっています（甲13の2）。また、2022年度の自治連総会議事録によると、神社祭礼費が平安講社に支出されるおそれもあります（甲14）。

7、自治連事業費基金積立及び神社祭礼費から時代祭への資金流用の違憲性

(1) 自治連は、植柳時代祭実行委員会（もしくは平安講社や時代祭協賛会）に対し、予算の不足分を自治連事業費基金積立及び神社祭礼費から補う方針を取っていますが、平安神宮の大祭である時代祭という特定の宗教行事のために自治連の資金を提供することというようなやり方は、断じて認めることができません。それは、憲法に定められている信教の自由（憲法20条）という、自治連を構成する私を含む植柳学区に居住する個々人の基本的人権を根本から侵害するものであって、明確に憲法20条に違反するものです。

どうしても時代祭の徳川城使上洛列を執り行うために費用が必要だというのであれば、自治連の資金から支出するのではなくて、別途有志に任意の拠出を求めて、それによって必要な費用をまかなうべきものであり、学区居住者の納入した会費から支出することは憲法に違反するものであって、許されないことです。

(2) 自治連の資金は、自治連が毎年度開催する総会において、提案された予算を承認する決議にもとづいて支出することができるのですが、上述したとおり特定の宗教行事のために自治連の資金を支出することを内容とする予算を承認する旨の総会決議は、私を含む自治連の構成する学区居住者の基本的人権を侵害し、憲法20条に違反するものであるから、公序良俗に違反し無効です。

よって、上述した無効な総会決議にもとづいて自治連の資金を支出することが許されないことは明らかです。

(3) また自治連は、法人格なき社団であって、民法34条の準用を受けるところ、法令の許容する範囲内においてのみ、その活動を行うことができるものであつて、憲法に違反する行為を行うことはできないものです。

したがって、上述したとおり憲法20条に違反して、自治連がその資金を支出することが許されないことはいうまでもありません。

8、以上のとおり、自治連を構成する学区居住者である私は、信教の自由という基本的人権の享有を妨げられないという憲法11条及び信教の自由という精神的自由の確保を内容とする人格権にもとづき、自治連が憲法20条に違反してその資金を支出するという私の基本的人権を侵害する違法な自治連の行為の差止を求めることができるものです。

そこで、私は、自治連が、植柳時代祭実行委員会、平安講社、時代祭協賛会及びその他時代祭の行列に関する事業の実施に関する一切の団体、個人に対し、自治連事業費基金積立、神社祭礼費及びその他名目の如何にかかわらず自治連の保有する資金から金員を支出してはならないことを求めて、本日、貴裁判所に本件仮処分申立と同趣旨の本案訴訟を提起しました。

9、自治連の私に対するこれまでの対応から見て、本年10月22日に行われる平安神宮の時代祭にあたり、植柳学区が担当する徳川城使上洛列のために、事業費基金積立から自治連の資金を支出することがほぼ確実であると思われる。

しかし、上述した自治連の資金が支出されてしまえば、私をはじめ自治連を構成するすべての学区居住者の有する憲法20条に保障された基本的人権が侵害されることは明らかであり、また一旦支出された資金を取り戻すことは法律上も事実上も著しく困難であると考えられます。

10、以上のとおりですから、いま直ちに自治連に上記資金の支出を禁止することを命じなければ、私をはじめ植柳学区の学区居住者が重大な損害をこうむるおそれがあるから、すみやかに申立の趣旨記載のとおりの仮処分命令を発布していただきたいと考えます。

以上